

記者発表資料

生活道路の安全対策をより効果的に！

～ 自動車の通行部分の幅を狭くするために『合同現地調査』を行います。～

平成18年に川口市内の生活道路で発生した保育園児らの死傷事故をきっかけに、国道298号外回り側道（芝(東)交差点～伊刈消防分署交差点間、延長約1.2km）について時速30キロの速度規制を行う予定です。

北首都国道事務所では、速度規制にあわせて交通安全対策の効果をより高めるため、自動車の通行部分の幅を狭くします。

この対策の実施にあたり、地域の皆様、川口警察署、川口市及び北首都国道事務所連携して合同現地調査を行います。

『国道298号川口市内合同現地調査』

- 日 時 平成23年1月19日（水）14時～
- 場 所 川口市芝（「芝(東)交差点」外回り歩道付近に集合）
- 内 容 狭くする箇所や間隔等について
- 参加者 伊刈町会、芝鶴ヶ丸町会、芝峰町町会
川口警察署、川口市、北首都国道事務所

※報道取材は可能です。詳しくは下記の北首都国道事務所にお問い合わせください。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

<合同現地調査に関すること>

国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所 TEL 048-942-4041（代表）
副 所 長 井 上 和 彦（いのうえ かずひこ）内線204
管理課長 中 川 順 次（なかがわ じゅんじ）内線431

<速度規制に関すること>

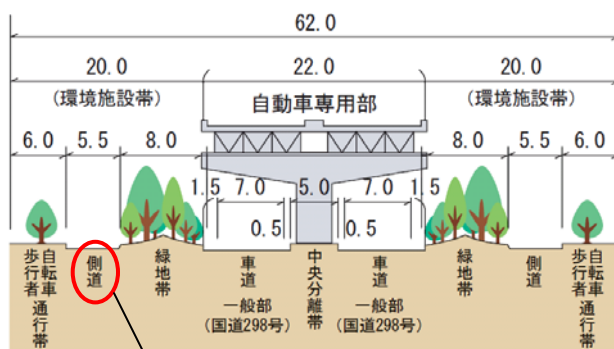
埼玉県川口警察署 TEL 048-253-0110（代表）
交通課長 澤 登 真 珠 枝（さわのぼり ますえ）内線206

対策検討区間



- 国道298号外回り側道
芝(東)交差点～伊刈消防分署交差点
延長約1.2km

国道298号標準断面図



対策実施箇所（外回り側道）

対策(案)

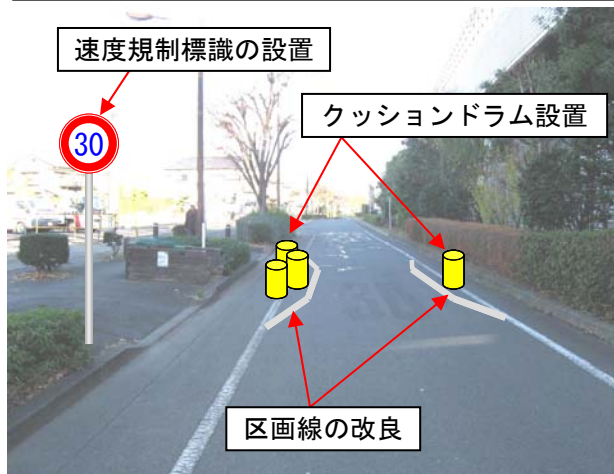
時速30キロの速度規制にあわせて、自動車の速度を抑制するため自動車の通行部分の幅を複数箇所で狭くします。

対策前(現況)



- 一方通行で長い直線区間のため、速度が超過しやすい。

対策後(イメージ)



- クッションドラム設置
- 区画線の改良
- 速度規制標識の設置

対策の時期は警察による速度規制標識の設置にあわせて、平成23年3月を予定しています。